

Paylight Cintes経営者・法務担当者のためのニュースレター

Page1

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- ワタミの過労自殺裁判について
- 申小企業におけるストレスチェックの必要性
- 弊所セミナー情報
- スタッフ紹介

●ワタミの過労自殺裁判

◇裁判の概要

居酒屋チェーン大手「ワタミ」の子会社で、当時、正社員として働いていた26歳の女性が過労で自殺したとして、ご遺族が損害賠償を求めていた裁判で、会社側がおよそ1億3300万円を支払うという内容で、今月8日に和解が成立しました。

新聞報道等によれば、被害者の女性の方は、平成20年に正社員として入社し、そのわずか2か月後に自殺されたそうです。

この事件で、ご遺族は、1か月間に100時間を超える残業などによる過労死だったとして、会社側に損害賠償を求めて提訴していました。

その結果、会社側は、自殺について、過労が原因だと認めてご遺族に謝罪するとともに、1億3300万円あまりの損害賠償を支払うことになりました。

また、会社側は、平成20年以降に入社した社員に未払いの賃金の分などとして、

一律2万円あまりを支払い、残業時間の削減 に努めるなどの再発防止策を講じることを 条件に和解したとのことです。

◇安全配慮義務違反とは

この事案のように、過労で従業員が自殺した場合、会社は安全配慮義務(民法415条、労働契約法5条)に違反した、又は、不法行為に基づく使用者責任(民法715条)として、損害賠償責任を負うことがあります。

安全配慮義務とは、労働者を業務に従事させるに当たり、労働者の生命・身体・健康を守るべき義務のことをいいます。

近年、従業員が過重労働により心身のバランスを崩し、過労死に至ってしまうケースが増加しており、裁判では、会社の安全配慮義務違反が認められる場合があります。

もちろん、安全配慮義務は無制限に認められるものではなく、使用者に過失があることが前提となります。

安全配慮義務違反の過失とは、①結果の予 見可能性があり、②結果の回避義務が認めら れることをいいます。

弁護士法人デイライト法律事務所

博多オフィス 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階 電話番号: 092-409-1068 FAX: 092-409-1069

小倉オフィス 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野2-12-21SSビル8階 電話番号: 093-513-6161 FAX: 093-513-6162

e-mail:info@daylight-law.jp 電話受付時間:平日午前9時~午後9時 事務所サイトwww.daylight-law.jp 労働問題専門特化サイトwww.fukuoka-roumu.jp

この記事につい てのお問い合わ せは宮崎までお 気軽にどうぞ。



また、安全配慮義務違反と損害との間に相 当因果関係が必要となります。

この因果関係の具体的な認定方法として、ワタミの事案のような過労自殺事案では、実務上、行政通達(心理的負荷による精神障害の認定基準について・平成23年12月26日基発第1226号第1号)が重要です(ただし、通達ですので参考であり、裁判所がこれに拘束されるものではありません。)。

◇認定基準

認定基準では、対象となる疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による「強い」心理的負荷が認められるということが要件の一つとなっています。

そして、この「強い」心理的負荷が認められるか否かについて、具体例としては以下のものがあります。

- ・発病直前の連続した2か月間に、1月当たり約120時間以上の時間外労働があった
- ・発病直前の連続した3か月間に、1月当たり約100時間以上の時間外労働があった

上記は一例ですが、ワタミの過労自殺の事案も、1か月間に100時間を超える残業などによる過労死だったとして、会社を提訴しています。

◇企業の対応

ワタミの事案だけではなく、使用者に損害 賠償義務が認められた場合、賠償額は、数千 万円から数億円に上る可能性があります。

今回のような事案を未然に防止するために、会社としては、労働者の勤務時間管理を 適切に行ない、行き過ぎた長時間労働となら ないよう注意が必要です。

また、長時間労働のみならず、企業には 様々なメンタルヘルス対策が求められてい ます。 当事務所は、メンタルヘルス問題に精通しておりますので、お気軽にご相談ください。メンタルヘルス対策について、くわしくは下記のホームページをごらんください。www.fukuoka-roumu.jp

●中小企業のストレスチェック

◇ストレスチェックの義務化

改正労働安全衛生法によって創設された ストレスチェックが、今月施行されました。

この改正法は、50 人以上の事業場を持つ企業に対して、医師等による検査(ストレスチェック)を受ける機会を希望する労働者に提供することや、面接指導の実施を義務付けています。

したがって、50 人未満の事業場(以下「小規模事業場」)は、ストレスチェックを実施しなくても、法律違反とはなりません(小規模事業場については努力義務となっています。)。

◇中小企業にとっての必要性

上記のように、小規模事業場では、ストレスチェックは努力義務にとどまります。

しかし、体力がない中小企業ほど、メンタルへルス対策は実施すべきです。すなわち、企業の人財というべき社員がメンタルへルス不調により職場を離脱すると、大きな損失です。従業員が少ない企業ほど、事業の継続に大きな影響を及ぼします。

また、従業員の精神疾患が苛酷な労働環境 を原因とする場合、企業は多額の損害賠償責 任を負うこともあります。中には、上述した ワタミのケースのように、億単位の賠償義務 が認められる事案もあります。ワタミだから こそ、支払い可能だったものの中小企業の場 合支払い不能となることもあるでしょう。

Page3

このようなリスクを回避するために、企業は、従業員に対して積極的にストレスチェックの機会を提供し、従業員自身にメンタルへルス不調を自覚してもらい、最悪の事態を未然に防止する必要があります。

◇中小企業の相談支援

もっとも、現実問題として、小規模事業場のストレスチェックは、コスト等の問題があり、難しいと思われます。ここで、小規模事業場に活用していただきたいのは、地域の産業保健総合支援センターです。このセンターは、全国に所在しており、ストレスチェックの実施等について、相談支援を行っています。また、医師による面接指導を行なう場合しています。このような外部機関の活用により、企業は費用負担を軽減できます。

なお、福岡にも、センターがあり、当事務 所もこのセンターで研修講師を行ったり、相 談に応じたりしています。詳しくは、下記ホ ームページをご覧ください。

www. fukuokasanpo. jp

その他、小規模事業場はストレスチェックに関して、助成金を活用できる場合もあります。このような支援の具体的な内容について、くわしくは、当事務所にお気軽にご相談ください。

●弊所セミナー情報

◇マイナンバー対策セミナー

日 時:平成28年2月3日(水)

14:30~17:00

(開場14:00)

会 場: 当事務所(博多オフィス)

セミナールーム

参加料:300円(税込み)

※顧問先企業様は無料

定 員:24名

【セミナーの概要】

第1部 マイナンバー制度の仕組みと実務 第2部 個人情報漏洩問題の事例に学ぶ、賠 償責任の傾向と対策

マイナンバー対策はお済みですか?人気 が高いセミナーであり、定員に達することが 予想されます。お早めにお申し込みくださ い!

◇メンタルヘルス対処法セミナー

日 時:平成28年3月7日(月)

14:00~17:00

(開場13:30)

会 場:アクサ生命保険北九州 FA 支社

参加料:300円(税込み)

※顧問先企業様は無料

定 員:28名 【セミナーの概要】

第1部 メンタルヘルス不調者への法的対

応の実務

第2部 メンタルヘルス不調者相手の雇用

契約終了の実務

第3部 ストレスチェック制度の仕組みと

実務

ストレスチェックの義務化に伴い、注目度がますます高まっているメンタルヘルス問題を扱った本セミナーは、毎回ご好評をいただいております。ふるってご参加ください。

◇企業のためのユニオン対処法セミナー

日 時:平成28年3月10日(木)

14:00~17:00

(開場13:30)

会 場: 当事務所 (博多オフィス)

セミナールーム

参加料:300円(税込み)

※顧問先企業様は無料

定 員:24名

【セミナーの概要】

第1部 ユニオンへの法的対応の実務

第2部 労基署対応のポイント



Daylight Times

経営者・法務担当者のためのニュースレター



◇社労士のための合同労組・ユニオン徹底対 処法セミナー

日 時:平成28年3月11日(金)

17:00~20:00

(開場16:30)

会 場: 当事務所(博多オフィス)

セミナールーム

参加料:300円(税込み)

※顧問先企業様は無料

定 員: 24名 【セミナーの概要】

第1部 ユニオンへの具体的な対応 Q&A

第2部 合同労組対策と社労士業務

近年、合同労組・ユニオンと企業との団体 交渉が問題化しています。対応のポイントに ついて、企業向け、社労士向けに分けて解説 します。

各セミナーの詳しい情報やお申し込みは、 こちらからどうぞ。

http://www.daylight-law.jp/138/

●スタッフの紹介

角 智恵子(すみちえこ) 今月号では、昨年9月に入所した角をインタ ビュー形式で紹介します。



- ○出身は?福岡県です。
- ○大学時代は?理学部で物理化学を専攻していました。
- ○好きなスポーツは? 観戦専門ですが、大学でマネージャーをしていたため水泳が好きです。
- ○休日の過ごし方は? 好きなアーティストのDVDを見てゆっくり過ごしています。
- ○最近ハマっていることは? 実家の近くのコスモス畑を見にドライブ へ行ったのがとても楽しく、今年の春も時間 を見つけてどこかへ行きたいと考えていま

○ご覧になられている皆様へ

皆様はじめまして。事務局の角と申します。お客様に近い立場からきめ細やかな目配り、気配り、心配りをモットーにご対応させていただきます。

また、セミナー関係も担当させていただいています。弊所のセミナーは多彩な専門分野に特化した講師による魅力的なものが多く、毎回好評いただいております。開催が近づくとDMを発行しておりますので、ぜひお気軽にお問い合わせください!

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 宮 﨑 晃 電話番号: 092-409-1068

e-mail:miyazaki@daylight-law.jp